| 決裁区分 | 部長 | 課長 | 専任主幹 | 担当 | 起案 | 分類 | 0 · 2 · 4 |
|------|----|----|------|----|----|----|-------------|
| | | | | | | 起案 | 26 • 9 • 24 |
| | 栗原 | 志村 | | 石原 | 櫻井 | 決裁 | 26 • 9 • 25 |
| ' | | | | | | 施行 | |

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

| | □ 平成 | 年度 | 第 回 | 本部会 | | | | | |
|------|-------------------------------------|--------------|--------|-------|---------------|------|--------------------|--|--|
| 会議名 | □ 平成 | 年度 | 第 回 | | | | プロジェクトチーム | | |
| | ■ 平成 | 26 年度 | 第 1回 | シンボル | レ事業(| 门調整 | ワーキンググループ | | |
| 開催日時 | 平成 | 26 年 9 | 月 22 日 | (月) | 午後 | 3 時 | 0分~午後 4時30分 | | |
| 開催場所 | 西庁舎 1 | 階会議室 | 2 | | | | | | |
| | 公共施設 | 再配置推進 | 雄課長(グ) | ループリ- | -ダー) | 教育総 | 総務課長 | | |
| 出席者 | 生涯学習課帳 | | | | | | 民館長 | | |
| | スポーツ振興課長 | | | | | | 主宅課長 | | |
| | 契約課長 | | | | | | 管理課長 | | |
| | 消防総務 | 器長 | | | | 開発指 | 旨 導課長 | | |
| | 建築指導課長 | | | | | | | | |
| | 市 37 口 | 公共施設再配置推進課主査 | | | | | | | |
| | 事務局 | | | | | | | | |
| 議題 | 1 複合施設の建設計画について | | | | | | | | |
| | 2 その他 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 配付資料 | 西中学校体育館等の複合施設整備運営事業について(実施方針公表後に公開) | | | | | | | | |
| | 西中学校体 | 育館等の複 | 合施設整備 | 運営事業乳 | [施方針] | 案・業務 | 要求水準案 (実施方針公表後に公開) | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | 会 | 議 | 結 | ļ | 果 | | |

- ① 配付資料に基づき、対象施設や事業の趣旨、事業方式、スケジュール等事業案の概要について説明。
- ② 権利関係はどのようになるのか。

⇒所有権はすべて市である。付帯事業は、既存の部屋を使う場合は使用料で、別に部屋を設ける場合は賃貸料で、別棟を建てる場合は事業用定期借地で対応することを考えている。

- ③ 敷地設定はどのようになるのか。
 - ⇒ 敷地は南北に分かれており、別の敷地として考えている。建物も一体にしない。
 - ⇒ まちづくり条例の関連では、至急関係課と調整してもらいたい。
- ④ DBOのメリットは何か。PFIでもよいのではないか。

⇒設計から運営まで発注し、特に市民利用施設の魅力を高める効果があると思う。24 年度の調査では、PFIの効果は薄いという試算が出ている。

⑤ 事業の名称は決定しているのか。

⇒決定していない。ただし、教育財産からは外す予定である。体育館とプールは、支障なく使用できる施設が他にあれば、学校に作らなくてよいことになっている。また、特別教室は、第2、第3の位置付けである。

- ⑥ 複合施設で子どもがけがをした場合に支障はないか。
 - ⇒教育活動であれば、学校の保険で対応可能ということである。
- ⑦ DBOの場合、国の会計検査はどのように対応するのか。
 - ⇒他自治体にPFIの事例があるので、同様に対応することになる。
- ⑧ 受注者はどれだけ責任を持つのか。
- ⇒公設公営の場合と同様に図面等を作成し、提出する義務がある。中身のチェックは、可能であれば、建築住宅課で見てもらいたいが、委託することも可能である。

- ⑨ どこの課が所管することとなるのか。 ⇒いろいろな課が関連するので、よく調整したい。
- ⑩ 審査会に消防関係は入らなくてよいか。
- ⇒消防部分は諸室構成表に細かく定め、標準例も出し、要求水準の中で、ある程度固 めて示すつもりである。
- ① 太陽光や市産の木材使用、空調、LED使用など、要求水準には入れないか。
 - ⇒「自然エネルギー」や「環境への配慮」として入れている。
- ② 東中学校体育館のように避難所機能を入れるのか。
 - ⇒備蓄倉庫や非常用電源、空調設備など、同等の機能を入れている。
- ③ 市内事業者の取り扱いはどうか。
- ⇒今のところ要件は設けていないが、審査項目に入れられるかどうか考えたい。義務 付けすると、秦野のような小さな自治体だと応募者がいなくなるおそれがある。
- (A) SPCの場合など、その中の1者が指名停止となった場合などの対応を考えておい た方がよい。
- ① 外周道路はどのようにするのか。

| ⇒西側沿 | 道路と南側の現西公民館部分に歩道を設置する予定である。 の道路幅員を含めて考えた方がよい。 |
|--------|--|
| 16 今後、 | 政策会議や議員連絡会を経て、実施方針を公表する予定である。 |
| 備考 | |
| | |